



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○道路運送法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通八六)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
型式部材等製造者の認証関係  
地方公共団体  
解散命令、行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

一 四 六 六

省 令

○国土交通省令第八十六号  
道路運送法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十八年九月七日  
国土交通大臣臨時代理  
国務大臣 杵掛 哲男

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令

(道路運送法施行規則の一部改正)

第一条 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第三条の二」に改める。

第二章第一節中第四条の前に次の二条を加える。

(法第三条第一号口の乗車定員)

第三条の二 法第三条第一号口の国土交通省令で定める乗車定員は、十一人とする。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様)

第三条の三 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める運行の態様は、次のとおりとする。

一 路線定期運行

二 路線を定めて不定期に運行する自動車による乗合旅客の運送(以下「路線不定期運行」という。)

三 前二号に掲げるもの以外の乗合旅客の運送(以下「区域運行」という。)

第四条第一項中「事業計画のうち」の下に「路線定期運行を行う」を加え、同項第一号二を削り、

同項第三号中「その乗車定員ことの数」を「これらのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数」

に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第二項中「縮尺五万分の一以上の平面図」

を削り、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号と

し、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 自動車車庫の位置

第四条中第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に

係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 路線に関する次に掲げる事項

イ 起点及び終点の地名及び地番

ロ キ口程

ハ 主たる経過地

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の

数

四 自動車車庫の位置及び収容能力

五 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの

当該長さ、幅、高さ又は重量

六 運行系統

七 乗降地点の名称及び位置並びに乗降地点間のキ口程

八 運行系統ごとの発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合にあっては、当該発車時刻

又は到着時刻